

年末手当交渉始まる

国労水戸

満額回答を目指す

国労東日本は10月16日、2020年度年末手当要求2・6ヶ月+5万円の申し入れを行った。10月30日、第1回交渉を、11月6日、第2回交渉を行った。

また、10月21日、JR東日本ステーションサービスには2・5ヶ月+5万円の要求を申し入れをした。

国労は賃金・生活実態アンケート調査により年末手当の要求を決定した。

職場では、コロナ禍で収入の減少により夏季手当が減になり、年末手当はどうなるのかと不安の声も聞かれる。

会社は2021年3月期の予想を4180億円の赤字と見込んでいると公表した。

法人の内部留保は8年連続過去最大の475兆円に膨らみ、JRも予想外の危機に備えて、巨額の内部留保を蓄えてきた。

今こそ社員に活用するべきである。

コロナ禍で安全安定輸送

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 堀 正人
編集責任者 坂下 司

職場の悩み
相談できる労働組合へ
あきらめず
声をあげよう

の確保に懸命に努力をしてきた社員の労苦にこたえるため5万円増額を要求とした。社員・家族の生活を守るためにも期待に応えるよう求めていく。

2020年度年末手当国労要求

J R 東日本 2.6カ月+5万円
J E S S 2.5カ月+5万円

時間外労働 ③

法定時間外労働と法定時間内労働

労働基準法では「週40時間、1日8時間」と決められています。これを超えると時間外手当が支払われます。

定時が週40時間に満たない場合「法定内残業」が発生します。

時短勤務の人や週に働く日数が少ない人、定時でも8時間よりも短く設定されている人。

法定時間外労働

「法定内労働」に定められている「週40時間、1日8時間」を超え時に割増賃金が支払われます。

法定時間内残業

会社が決めた所定労働時間を超えた時に発生する。

法律上割増賃金ではなく、1時間あたりの賃金が支払われる。

ただし会社で割増賃金を設定している場合もある。